

3. 道路・交通

(1) 基本的考え方

国道331号の整備をふまえ、今後の道路網の編成を行います。構成区分を明らかにして各道路の整備水準を明確にし、将来の市街地内道路の整備水準3.5km/km²を達成するものとします。

そして具体的な構造においても、ユニバーサルデザインやラウンドアバウト（環状交差点）を積極的に導入します。

また、少子高齢化社会への対応、交通渋滞の緩和、交通に起因する環境負荷の低減等を目的として、自動車交通への依存を軽減するためにも、長期的には那覇から豊見城そして糸満に至る南部の新交通システムの導入を検討する必要があります。

(2) 整備の方針

道路網の整備は、生活圏編成と市街地での住区編成をふまえて、以下のように機能区分し整備の促進を図ります。

①主要幹線道路

<国道331号>

- 沖縄県の中南部西海岸地域を結ぶ地域高規格道路“沖縄西海岸道路”の一環として国道331号を位置づけます。（平成29年3月全線開通）

②幹線道路

<一般県道豊見城糸満線(旧国道331号)>

- 那覇から南部地域を外周し、既成市街地と西崎町、潮崎町とを結ぶ道路と位置づけ、拡幅に向けた早期の整備を働きかけていきます。

<主要地方道那覇糸満線>

- 西崎の工業団地から沖縄自動車道へ結び、主に産業に寄与する道路と位置づけます。

<主要地方道糸満与那原線>

- 国道331号から既成市街地を通り、内陸部、近隣市町村を結ぶ道路と位置づけ、早期の整備を働きかけていきます。

<主要地方道奥武山米須線>

- 本市の内陸部を南北に走り那覇市とを結ぶ幹線道路と位置づけ、早期の整備を働きかけていきます。

<一般県道糸満具志頭線>

- 市街地を外周する道路で、既成市街地への通過交通を排除する幹線と位置づけ、整備を働きかけていきます。

③補助幹線道路

<市道D2号線>

- 西崎の幹線道路で国道331号と県道豊見城糸満線（旧国道331号）や県道を結ぶ道路と位置づけます。

<市道川尻親田原線、D3号線>

- 既成市街地と西崎市街地を結ぶ幹線として位置づけます。

＜一般県道54号線＞

- 市街地と南部を結ぶ道路であり、県道奥武山米須線を補完する道路と位置づけます。

＜一般県道3号線＞

- 喜屋武集落への進入路として県道豊見城糸満線（旧国道 331 号）を補完する道路と位置づけます。

＜一般県道52号線、134号線＞

- 農村地域と隣接市町村と結ぶ道路で、主要県道を補完する道路とします。

＜市道双子橋線、ガタ原線、上之平線＞

- 既成市街地の川尻親田原線と県道豊見城糸満線（旧国道 331 号）及び外かく線を結ぶ街路として位置づけ、上之平線の整備を検討していきます。

＜市道D1号線、市道D4号線＞

- 西崎市街地のD2号線、県道豊見城糸満線（旧国道 331 号）の幹線街路を補完する街路として位置づけます。

＜市道兼城線、阿波根兼城線＞

- 県道豊見城糸満線（旧国道 331 号）から丘陵までの進行市街地の補助幹線として位置づけ整備します。

＜市道C3号線＞

- 市道C3号線と県道糸満与那原線を補完する街路（シンボルロード）として整備を行い、交通網の充実を図ります。

＜市道C11号線＞

- 道路幅員が狭く未整備なため、市道C3号線と県道糸満与那原線を補完する街路（シンボルロード）として整備を行い、交通網の充実を図ります。

＜市道真栄里潮崎線・真栄里1～4号線＞

- 真栄里土地区画整理事業及び南部病院跡地等造成事業の実施に合わせ、国道 331 号と市道長増線をつなぐ街路を整備し、交通網の充実を図ります。

④その他道路

＜海岸一周道路（平和の道線）＞

- 平和祈念公園、平和創造の森公園、複合リゾート地区の海岸線、戦跡、史跡、観光拠点等を相互に結ぶ景観重要公共施設であり、平和への祈りをつなぐ風景づくりを行うとともに、周囲の公共施設や森林、海岸が一体となった良好な景観形成を促進します。
- 区間内に所在する具志川城跡（史跡）、喜屋武海岸及び荒崎海岸（名勝・天然記念物）等の地域資源との接続や、区間内における駐車場・便益施設の設置、サイクリングロードの整備を行い、沿道の観光振興に寄与する整備を働きかけていきます。
- 最終的には「沖縄の道」との連携を目指し、広域的な自転車ネットワークの構築や南部地域の歴史、散策道として位置づけ整備を促進します。

⑤生活道路

- 区域内で発生、または集中する交通を円滑に集散し、さらに通過交通を誘発しないように配置します。
- 農村部における生活道路は、集落間を結ぶ地区内幹線と接続し、生活利便性を向上させる道路ネットワーク網を構築します。
- 子どもから高齢者や障がい者（児）まで、猛暑においても安心して健康的に歩ける道路の構築及び適切な道路幅員の確保を検討します。

⑥公共交通機関

- 既存のバス交通やデマンドバスなど公共交通網の再編により、利便性・移動満足度の向上、公共交通空白地域の減少に向けた取組みを推進します。
- 公共交通機能やパークアンドライド、ライドシェアなどの交通結節点の検討を行います。
- 市域内交通に関しては、実証実験・試験運行を踏まえた交通ネットワークの構築を目指します。
- ICTを活用したシームレスな移動環境の構築を目指します。
- 公共輸送機関の定時、定速、大量輸送を実現するために、鉄軌道やモノレールからのフィーダー交通システムとなるBRTやLRT等の新交通システムの導入についても今後検討します。

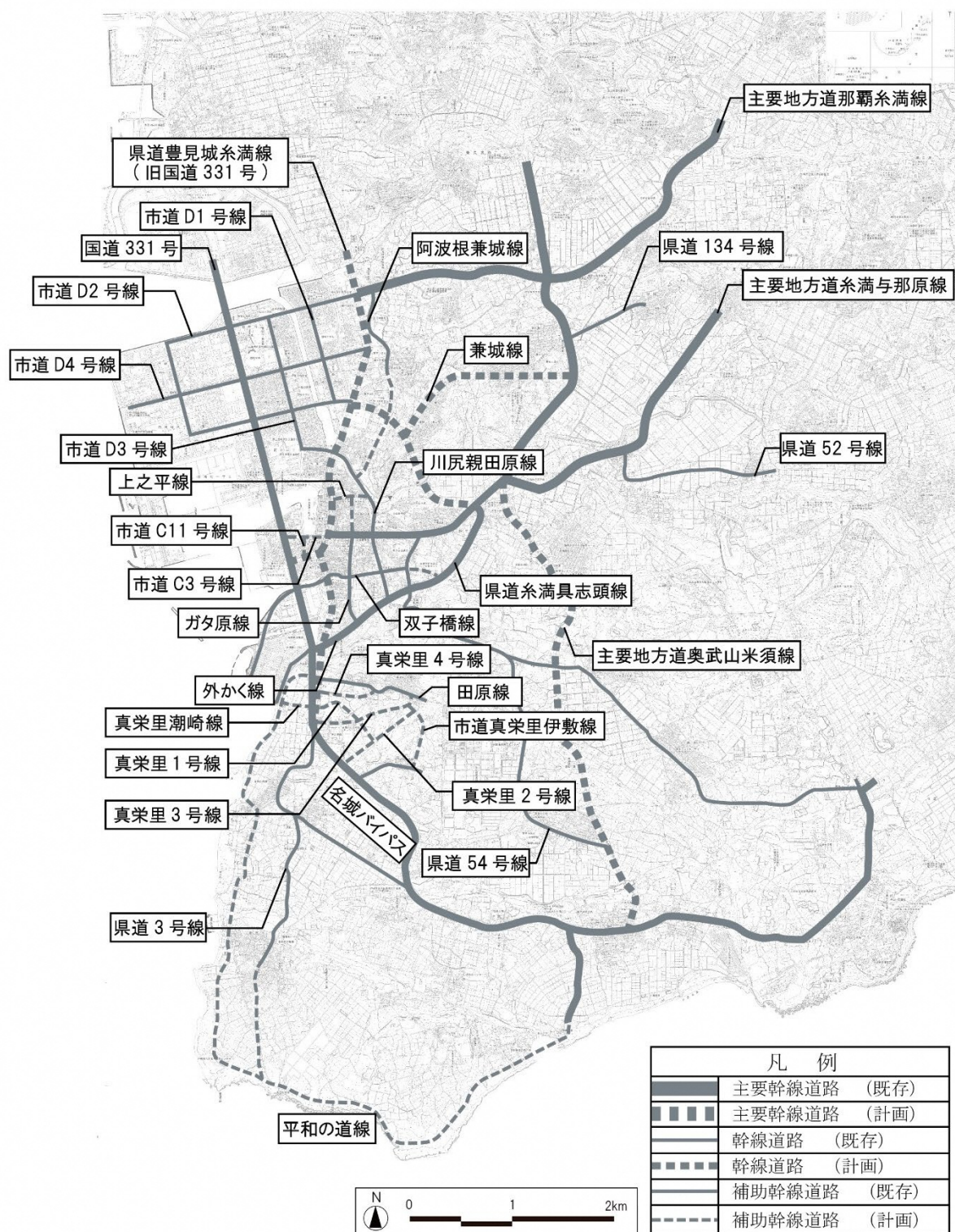
⑦環境や健康への配慮

- 新交通システムの検討や信号へのギャップ感応制御等の導入により、渋滞の緩和、環境保全、安全性の確保、インフラの有効活用、さらには個人への電気自動車の普及支援等により安全で環境にやさしい交通社会の構築を図ります。
- 各種道路整備と連携して、自転車や歩行者が安心して移動できる交通網の整備を促進します。
- 自転車交通の役割拡大により、良好な都市環境の形成、脱炭素社会の実現、観光振興、健康長寿社会の実現が期待されるため、安全で快適な自転車通行空間の整備に向けた自転車活用推進計画や自転車ネットワーク計画の策定をはじめ、サイクリングロードの整備やシェアサイクル等のサービス推進を図ります。
- 糸満市道路の里親制度実施要項に基づく道路美化ボランティア制度を活用した道路美化、清掃活動等による安全で快適な道路環境整備に努めます。
- 道路冠水地域の解消に向けて関係機関と連携します。

⑧安全安心な道路空間の形成

- 歩行者の安全確保のための歩行空間の確保や、ユニバーサルデザイン化を推進します。
- 関係機関と連携し、道路案内標識やカーブミラー、信号機、横断歩道、横断者注意喚起灯等の交通安全施設の整備に努めます。
- 見通しの妨害や歩行、通行の妨げになり、交通事故を誘発する看板や樹木等の管理指導に努めます。
- 道路照明灯・防犯カメラが必要な個所での適切な配置を関係機関と連携して取組みます。
- 無電柱化による安全安心な歩行空間の確保、および良好な景観形成に取組みます。
- ゴーン 30 プラスの導入等、安全な通学環境、通学路の安全確保に向けた整備に努めます。また、関係機関等と連携・協力し、通学路の交通安全推進体制の構築に取組みます。

□道路網の構成



4. 公園・緑地(みどり)

(1) 基本的考え方

既成市街地を始め、市街化調整区域では公園が不足していることから、今後は既成市街地を中心に整備を推進します。また市街化調整区域では緑地を保全し、公園も緑地と一帯となるような整備を進め、進行中の各種事業に関連づけた保全・整備を推進します。

また、それと合わせ民間による市民緑地等の整備促進や、市街地縁辺部などへの地域特性に応じた建築規制（田園住居地域など）について、必要性に応じ検討します。

そして全体として、公園などは20㎡/人、市街化区域と周辺部での緑地は30%を目標水準（糸満市みどりの基本計画）に公園、緑地の整備を推進します。

(2) 整備の方針

1) 公園

①都市公園

＜街区公園＞

街区公園の1箇所当たりの整備標準は誘致圏-500m、誘致圏人口-2,500人、面積2,500㎡とします。誘致圏の標準に則り、市街地での街区公園を整備します。集落地域では農村公園もあり、街区公園と同様の位置づけとなります。両方を区別せず、どちらかの農村集落への配備を推進することとします。

そのため以下の標準で街区公園を整備することとしました。

市街化区域・・・街区公園の整備標準に依る

人口1,000人以上の集落・・・街区公園の整備標準に依る

人口1,000人未満の集落・・・面積1,000㎡程度の公園の整備

- ・公園整備面積の1㎡/人の基本的単位を適用します。
- ・糸満市の集落はすべて背後に丘陵地を抱え、一体となった整備を推進することにより、より広く、自然度の高い公園とします。

＜その他の住区基幹公園＞

地区公園について新たに総合公園として報得川沿いに照屋城跡公園の整備を検討します。

＜広域公園、その他＞

主に以下のような公園があり、整備を推進するものとします。

特殊公園・・・南山城歴史公園(糸満市のシンボルとして復活整備を目指します)

大規模公園・・・平和祈念公園

照屋城跡総合公園（南山城跡から市街地をつなぎ、報得川と一体となった公園として整備します）

大規模施設・・観光農園（指定管理者制度による民間活力の導入により集客力向上につながる管理運営を行っていきます）

平和創造の森公園

- 子育て世代が安心して利用できるよう遊具等の定期点検や、トイレなど利用施設のユニバーサルデザイン化、インクルーシブ遊具の導入等を推進します。
- 既存の公園や緑地については、Park-PFI 制度の拡充等、官民連携を図りながら適切な維持管理や運営、再整備に取り組んでいきます。
- 沿道緑化を推進し、街路樹は道路舗装への影響や道路の見通しへの影響を考慮した適切な樹木を選定します。また、地域との連携による維持管理を推進していきます。

2) 緑地

糸満市の緑地は、地形を区分するみどり、歴史・文化をまもるみどりなどの役割があり、以下のような区分で整備を推進するものとします。

地域の整備方針	地域の概念区分	具体的な地域
緑の地形軸	市街地の外環となる緑	名城、真栄里、国吉の背後丘陵、南山グスク、照屋グスク、兼城・潮平を結ぶ高台の丘陵
	地域を区分する緑	南山グスクの高台から与座岳、八重岳を結ぶ丘陵
緑の水系軸	周辺環境を支える水辺と緑	報得川とその周辺地域
歴史・文化をまもる緑	農村部の骨格となる緑	主に国定公園内の集落背後林、摩文仁、平和祈念公園の海岸沿いの丘陵
	海岸線の緑	祈念公園の健児の塔から荒崎、喜屋武岬、漁港に至る海岸植物群

- 工場立地法や景観法に基づく「糸満市風景づくり条例」に則り、地域制緑地の確保を引き続き行うとともに、今後も地区計画等に基づく緑地率・緑被率を定める事により、市街地内における地域制緑地の確保を検討していきます。

□公園緑地計画図

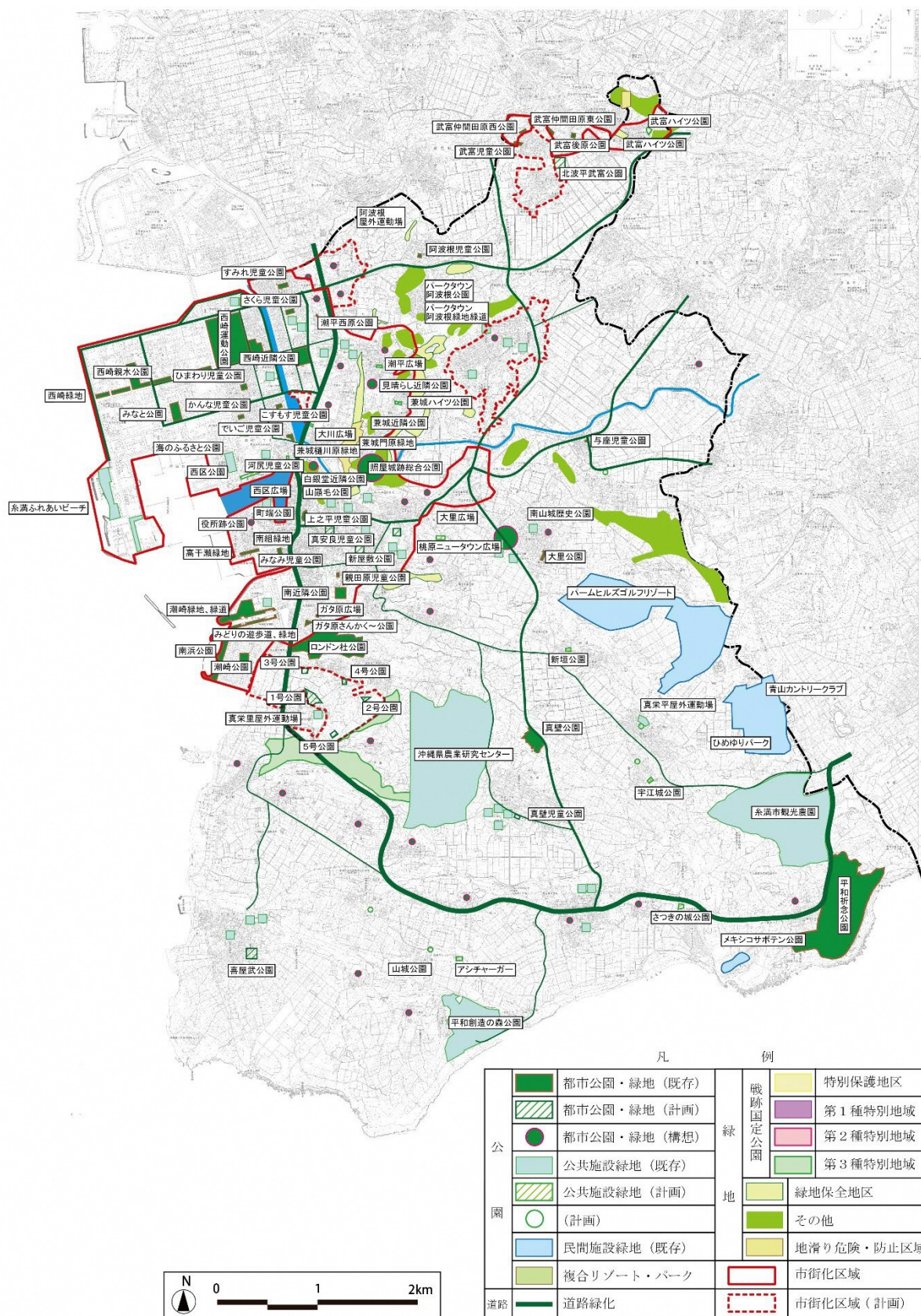




写真 31. 平和祈念公園



写真 32. 糸満市観光農園



写真 33. 報得川沿緑地



写真 34. 山巔毛公園



写真 35. 白銀堂



写真 36. 阿波根児童公園



写真 37. 市民活動による花壇